

意 見 書

財政構造改革について

平成22年2月15日

とくしま未来創造プラン推進委員会

財政構造改革についての意見

1、「財政構造改革基本方針」策定までの経緯

平成16年度において、国により、唐突かつ一方的に行われた地方交付税の大幅削減は、元来、地方税収入が乏しく、地方交付税に大きく依存している財政構造となっている本県にとって甚大な影響を与えることとなった。

また、平成4年度から平成14年度まで、国の経済対策に呼応し、公共事業を中心とする大規模な経済対策を行った結果、予算規模に倍する県債残高を抱えており、その償還に係る公債費についても年々増大していくような状況にあった。

このような状況により、一般財源の不足を補っていくための財政調整的基金が、平成16年度以降、急速に減少したことから、将来にわたって持続可能な財政運営を実現するため、平成19年10月、「財政構造改革基本方針」を策定した。

平成20年度から平成22年度までの3年間を改革期間とする、この基本方針において、職員給与の臨時の削減にまで踏み込んだ「徹底した行財政改革」を実施することとなったところである。

2、「財政構造改革基本方針」におけるこれまでの取組

本県は、この基本方針に基づき、様々な「歳入確保対策」や「聖域なき歳出削減」などに取り組むことにより、毎年、200億円を超える収支改善を行っているところである。

特に、公共事業の重点化を図ることにより、県債発行を大幅に抑制してきた結果、公債費においては、平成20年度をピークに減少傾向となるなど、財政構造の改善が見られてきたところである。

また、単なる歳出削減のみ行うのではなく、
例えば

- ・ 「ゼロ予算事業」、「県民との協働推進事業」、「県民スポンサー事業」からなる「とくしま“トクトク”事業」を積極的に活用した施策の展開、
 - ・ 高等学校の耐震化において、従来の「改築」や「耐震改修」による手法に加え、コスト縮減の観点から、新たに「耐震補強」と「リニューアル」を同時に実行する「大規模耐震改修」手法の導入、
 - ・ 中四国で最初に導入した、「ネーミングライツ」など広告事業の推進をはじめとした新たな歳入の確保、
- など、職員の知恵と工夫を凝らした様々な取組を行ってきている。

なお、総人件費の抑制に対する取組としては、

- ・ 平成21年4月のラスパイレス指数（国家公務員の給与水準を100とした場合の地方公務員の給与水準を表す指数）において全国最下位となるなど、全国的にも高率の職員給与の臨時的削減の実施や、
- ・ 平成19年4月から4年間で200人削減の目標を、平成21年4月までの2年間で215人の削減を達成するなど、職員に対し、非常に大きな痛みを伴う改革を断行している。

このような取組の結果、急速に減少してきた財政調整的基金の残高の減少が緩やかになるなど、基金に頼らない持続可能な財政運営の実現に向け、着実に前進しているところである。

3. 県財政を取り巻く環境の変化

国においても、ようやく「地方重視への施策転換」に一步を踏み出し、地方交付税の特別枠として、平成20年度には「地方再生対策費」が、平成21年度には「地域雇用創出推進費」が創設されるなど、地方交付税を復元しようとする動きが見られはじめたところである。

本県においても、「地方再生対策費」で32億円、「地域雇用創出推進費」で35億円の地方交付税の増額がなされたが、大幅に削減された地方交付税の復元にはほど遠い状況であり、更なる地方重視の施策が望まれるところである。

一方、平成20年秋、アメリカに端を発した金融危機が、「百年に一度の経済危機」として、本県経済をも直撃している状況であり、平成21年度当初予算の県税収入は、対前年度比で約2割もの減収見込みとなるなど、非常に厳しい状況となっている。

経済危機から早期に脱却し、県税収入の回復をはかることも、県財政健全化にあたり、不可欠な要素となっている。

また、昨年夏の衆議院選挙により、自民党を中心とする政権から民主党を中心とする政権へと政権交代がなされた。マニフェストにおいて「地域主権を確立し、地方の自主財源を大幅に増やす」との記載もあることから、地方重視の施策展開が期待されるところである。

先般発表された平成22年度における地方財政対策は、地方交付税の特別枠として「地域活性化・雇用等臨時特例費」が創設されるなど、地方における厳しい財政状況に一定の配慮をしたものとなっている。

しかしながら、この措置については、平成22年度単年度の措置となっていることから、これを恒久的な措置とすることなど、地方交付税の復元・充実に向け、今後とも国に対しつきりと要望を行っていくべきである。

4. 財政構造改革に取り組むにあたっての方向性

現行の「財政構造改革基本方針」においては、様々な工夫を凝らしながら、行財政改革と県民サービス水準の維持の両立を目指しており、この方向性については堅持すべきものと考える。

また、徳島県としての適正な財政規模や県民サービス水準をしっかりと見定めることや県の財政状況について、県民に理解してもらえるよう、より積極的に広報を行うこと、「行政サービスはすべてが無料」という考え方を見直し、受益者負担の適正化の観点についてもしっかりと取り組むこと、さらに、少額の経費節減であっても、積み上げていく努力をするなど、今後とも、あらゆる方策を検討していくことが重要である。

まずは、平成22年度末までの「財政構造改革期間」の間、財政健全化に向けた取組をしっかりと行い、持続可能な財政運営への道筋を示す必要がある。

一方、平成23年度以降においても、大きな財源不足額が想定をされていることから、財政健全化の取組については、中期的な視野に立ち、引き続き取り組んでいく必要がある。

平成20年1月から実施している職員給与の臨時的削減については、県民サービスの著しい低下を防ぐため、また、県自ら改革に取り組む姿勢を県民に示すという意味からも、当時にあっては踏み込まざるを得ない状況であった。

これにより、職員数の大幅な減と併せ、改革期間の3年間で150億円の収支不足額を解消することとなり、県財政の健全化に大きく貢献したことは事実である。

しかしながら、職員には、厳しい給与カットとともに急激な人員減による職場環境の悪化にも耐えながら、激動する社会情勢の変化に対し、柔軟かつ適切な対応が求められるという、非常に大きな負担を強いることとなった。

職員のモチベーションの維持や優れた人材の確保などの観点からも、こうした状況が恒常的なものとなってはならない。

県職員の給与費は、民間企業の給与水準等を勘案した上で、県人事委員会の勧告に基づき決定されるものであり、労働の対価である職員給与で財源調整をすることは、本来あってはならないことである。

こうしたことから、県としても「禁じ手」であると十分認識しつつ、職員の協力を求めながら、臨時に実施してきたところであり、「財政構造改革期間」が終了する、平成23年度以降における職員給与については、復元することが原則である。

一方、百年に一度の経済危機により、本県の経済・雇用を取り巻く情勢は大変厳しくなっており、県としても経済・雇用対策をはじめとする各種の施策を積極的に展開していくことが求められている状況である。

限られた財源の中で、県民生活をどう守っていくのか、今後とも、非常に難しい舵取りを迫られることはなるが、県民とともに最大限の努力をするべきと考える。

5、おわりに

現在、地方財政を取り巻く社会情勢は、大変厳しいものとなっている。そのため、従来型の手法から脱却した、全く新たな発想が求められている状況であり、この難局を乗り切るためにには、全庁一丸となり、叡智を結集して、取り組んでいくほかはない。

財政健全化の取組は、県民にとっても職員にとっても、大変厳しいものと想定されるが、ここをしっかりと踏ん張ることにより、徳島県の明るい未来の創造に繋がるような財政構造改革とするべきである。